

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 13 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部
企 業 主 導 型 保 育 事 業 等 担 当 室

企業主導型保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の
事故の防止について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、厚生労働省、文部科学省等より、別紙のとおり、通知「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」が発出されております。本件については、平成 28 年 3 月 31 日に発出された「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、プール活動・水遊び等を行う場合の監視体制、緊急事態への対応等について、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組が示されているところですが、今般、各教育・保育施設等でのプール活動・水遊び等の開始時期に合わせて、安全管理及び事故防止について、再度周知徹底が図られているところです。

つきましては、別紙及び別添の内容を十分ご了知の上、プール活動・水遊びを行う場合の安全管理及び事故防止の徹底について、また、事故防止のために必要な取組が各施設等において確実に取られるよう、企業主導型保育事業実施者に対し周知いただきますようお願いいたします。